

福岡市個人情報保護審議会 諮問説明資料

1 個人情報保護制度の沿革

1980年代～

地方公共団体で個人情報保護条例の制定が始まる

・電子計算機による公的部門の情報処理の増大や、個人情報保護に関する国際的な動向（OECDプライバシーガイドライン）が背景。

昭和**63**年（1988年）

行政機関電子計算機処理個人情報保護法 制定

平成**3**年（1991年）

福岡市個人情報保護条例 制定

平成**15**年（2003年）

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法 制定

・共通の基本法となる部分以外は、公的部門と民間部門を別々の法令で規律する現在の制度が成立。

平成**17**年（2005年）

福岡市個人情報保護条例 改正

・国の行政機関個人情報保護法の内容を踏まえて全部改正を実施。

平成**25**年（2013年）

番号法(マイナンバー法) 制定

平成**27**年（2015年）

個人情報保護法 改正

平成**28**年（2016年）

行政機関個人情報保護法 改正

・法律の制定から約10年が経過、情報通信技術の進展を踏まえた改正が行われた。

・民間部門を監督する第三者機関として、個人情報保護委員会が設置される。

・3年ごとに制度を見直す規定が法律に盛り込まれる。

EU一般データ保護規則（GDPR） 制定

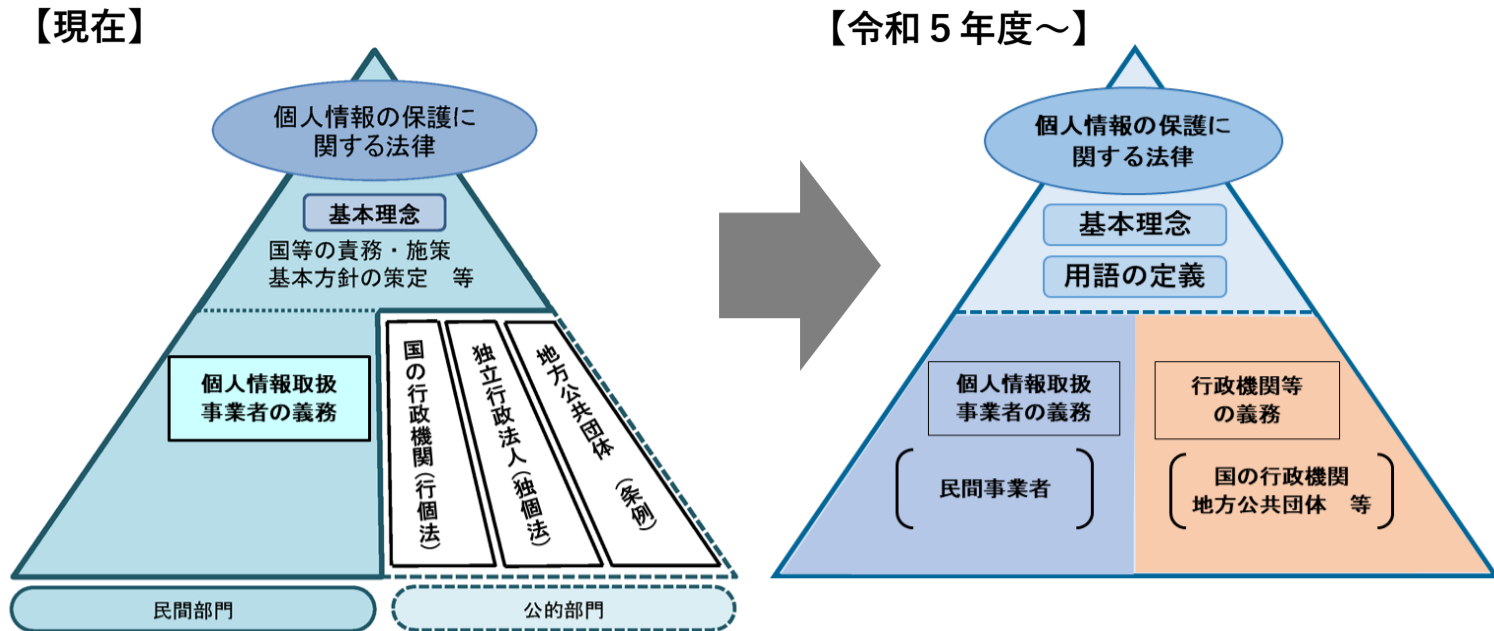
・国をまたいでデータを移転する際、公的部門と民間部門を包括するルールや、独立した監督組織の設置などEU域内と同等の保護水準を求める。

令和**3**年（2021年）

個人情報保護法 改正

・個人情報保護制度の一元化

2 個人情報保護制度の一元化



現在の個人情報保護制度

- ・ 基本理念などは民間部門・公的部門共通の基本法になっている。
- ・ 個人情報の取扱いなど具体的なルールは、
民間部門：個人情報保護法
国の行政機関：行政機関個人情報保護法（行個法）
独立行政法人：独立行政法人個人情報保護法（独個法）
地方公共団体：個人情報保護条例
とそれぞれの法律や条例に定められている。
- ・ 個人情報保護委員会は、民間部門を監督する。

【制度見直しの背景】

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和

令和3年の法改正＝個人情報保護制度の一元化

- ・ 個人情報保護法、行個法、独個法の3つの法律を1つの法律に統合。
- ・ 用語の定義は民間部門・公的部門共通のものとして第1章に規定。
- ・ 個人情報の取扱いなど具体的なルールは、
民間部門：第4章 公的部門（行政機関等）：第5章に規定。
- ・ 地方公共団体についても、全国的な共通ルールが直接適用される。
（一部は改正法に基づき条例で定める）
- ・ 民間部門・公的部門を包括して個人情報保護委員会が監督する。

3 現行条例と改正法の比較

※改正法に基づき条例で定める事項

◎：必ず定めるもの、○：任意に定めるもの

【現行条例】

【改正法】

第1章 総則

〔目的、定義、実施機関等・事業者・市民の責務〕

第1章 総則

〔目的、定義（官民共通）、基本理念〕

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第5章第1節 総則

〔定義（公的部門固有のもの、

○条例要配慮個人情報）〕

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

〔収集に関する制限、利用・提供に関する制限、オンライン結合の制限、適正な維持管理、個人情報取扱事務の届出・公表〕

第5章第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

〔保有に関する制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供に関する制限、安全管理措置、漏えい等の報告、外国にある第三者への提供の制限〕

第5章第3節 個人情報ファイル

〔○個人情報取扱事務登録簿の作成・公表〕

第3章 開示、訂正及び利用停止

〔保有個人情報の開示範囲、開示請求等の手続、費用の負担、審査請求の手続〕

第5章第4節 開示、訂正及び利用停止

〔○保有個人情報の開示範囲、○開示請求等の手続、◎手数料、○審査請求の手続〕

第4章 事業者等における個人情報の保護

〔事業者等への支援、苦情の処理のあっせん、出資団体等への措置〕

第3章 個人情報の保護に関する施策等

〔区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん〕

第5章第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

〔提案の募集、提案の審査等、◎手数料〕

第5章 福岡市個人情報保護審議会

〔個人情報取扱いに関する制限の例外について意見、審査請求についての調査審議〕

第5章第6節 雑則

〔○地方公共団体の審議会等への諮問〕

第6章 個人情報保護委員会

〔設置、監督及び監視の権限、法の施行状況の公表、地方公共団体への情報提供・助言、条例を定めたときの届出〕

第6章 雑則

第7章 罰則

第7章 雑則

第8章 罰則

4 福岡市で必要となる対応

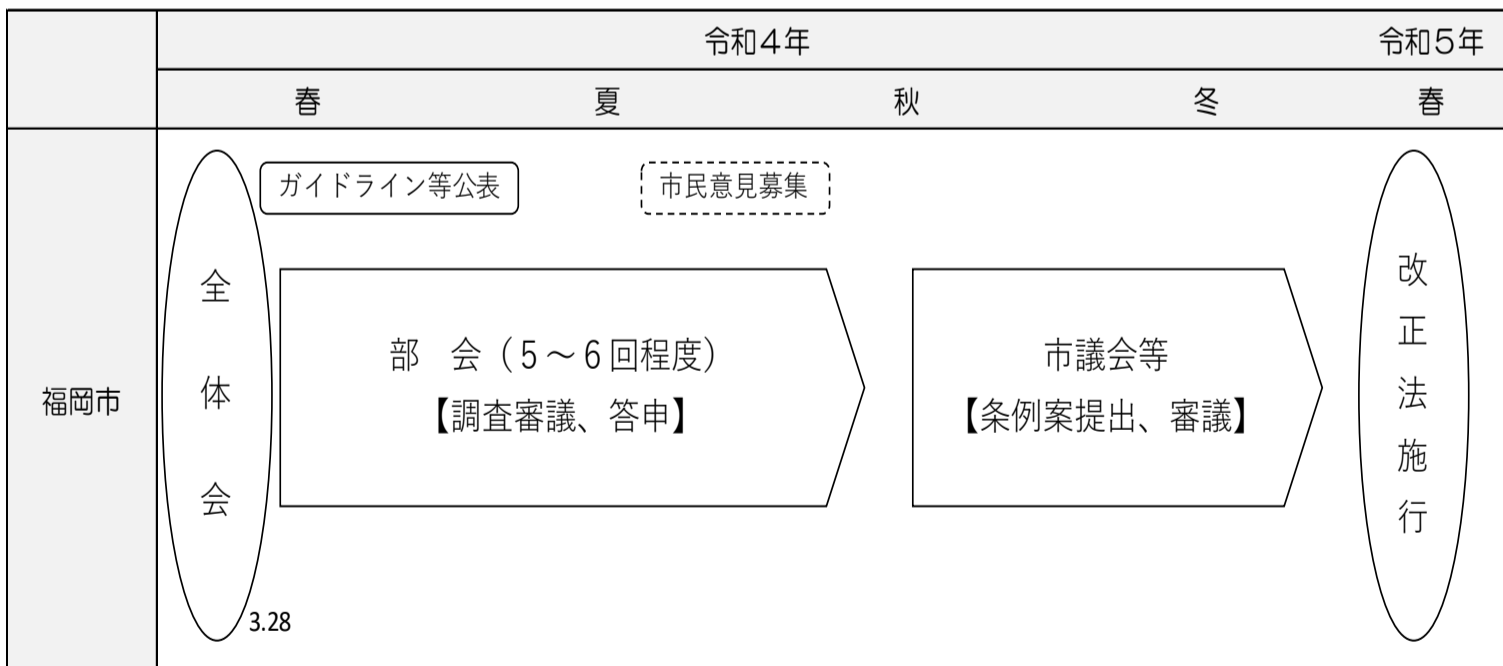
- 条例改正の検討
(改正法に基づき条例で必ず定める事項の内容、任意に定める事項の要否・内容の検討など)
 - 新制度の導入準備
(個人情報ファイル簿の公表制度、行政機関等匿名加工情報の提供制度)
- 審議会には、条例改正を検討するに当たって必要となる、改正法に基づき条例に定める事項を中心にご議論いただきたい。

5 個人情報保護審議会での審議方法・日程（案）

(1) 審議方法

福岡市個人情報保護審議会運営要領第2条第3項において「個人情報保護制度部会は、個人情報保護制度の運用に関する重要事項について審議会に諮問された事件のうち、特に審議会が必要と認める事件について調査審議する。」と規定している。

(2) 審議日程



※あくまでも現時点において想定される審議日程を示したものであり、今後の進捗状況に応じ、追加・変更等が生じる可能性がある。